令和６年度（２０２４年度）熊本県産業廃棄物排出量抑制支援

事業費補助金交付要項

　（趣旨）

第１条　知事は、県内の産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用等（以下「排出量抑制等」という。）を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の形成を図るため、県内の産業廃棄物処分事業者等に対し、予算の範囲内において排出量抑制等及び二酸化炭素排出削減等に資する施設整備に要する経費について、補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要項において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃掃法」という）

第２条第４項に規定する産業廃棄物をいう。

２　この要項において「事業者等」とは、次の(１)又は(２)のいずれかに該当し、次の(３)から(７)の要件をすべて満たす法人格を有する団体をいう。

（１）自らの事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者

（２）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項又は第６項及び同法第１４条の４第１項又は第６項の規定に基づく許可を有する産業廃棄物処理業者

（３）熊本県内に事業所等を有し、熊本県内で活動していること。

（４）補助事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。

（５）宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

（６）特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

（７）暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

　（補助事業）

第３条　この補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）とは、産業廃棄物の排出量抑制等を目的として事業者等が行う事業のうち、次の（１）、（２）に該当する事業とする。

補助にあたっては、特に社会的問題への対応として、廃プラスチック又は食品廃棄物の排出量抑制等（熱回収、ＢＤＦ製造等を含む）を目的とする事業について、優先的に補助事業とする。

なお、廃掃法による施設の設置（変更）許可若しくは熊本県産業廃

棄物指導要綱における事前協議が必要な場合にあっては、その許可若

しくは事前協議終了が確実に見込まれるものであることとする。

（１）施設整備（新設・改修）

ア イに該当する事業のうち排出量抑制等の促進が見込まれる先進

的な施設（技術的な先進性のみならず、県内では普及していな

い施設も含む。）の整備を行うもの及びより二酸化炭素削減効

果が高いと認められるもの。

　 イ　産業廃棄物の排出量抑制等の促進及び二酸化炭素の排出削減に

資する施設の整備を行うもの。

（２）事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。

　（補助対象）

第４条　この補助金は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費であり、知事が必要かつ適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）を補助金交付の対象とする。

　（補助率）

第５条　補助率は、次のとおりとする。

　なお、算定した補助金の額に１，０００円未満の端数があるとき、

これを切り捨てた額とする。

　（１）第３条第１項第１号アについては補助対象経費の２分の１以内

（２）同イについては３分の１以内

　（補助金の交付申請）

第６条　規則第３条第１項の申請書は、別記第１号様式によるものとする。

２　前項の申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(１)　事業実施計画書　別記第２号様式

(２)　事業に係る資金計画書　別記第３号様式

３　補助事業者は、第１項の申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を補助対象経費から減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

　（補助金の交付決定）

第７条　知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第４条に基づき、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

２　知事は、前項の決定をするにあたっては、別に定める検討会の意見を聞くことができるものとする。

３　前項に定める検討会は、必要に応じて申請内容の調査を行い、申請者に説明を求めることができるものとする。

　（補助金の交付の条件）

第８条　規則第５条第１項第３号に掲げる補助金の交付の条件は、必要に応じ交付決定の都度付するものとする。

　（決定の通知）

第９条　規則第６条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第４号様式）により行うものとする。

２　知事は、第６条第３項ただし書により申請書が提出されたものについて交付の決定をした場合は、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

　（補助事業の内容等の変更）

第１０条　規則第７条第１項の補助事業の内容等の変更事由は、次に

定めるとおりとする。

(１)　補助事業に要する経費の２０パーセントを超える増額又は減額

(２)　補助対象経費の２０パーセントを超える増額又は減額

(３)　補助の目的及び補助事業の能率に著しく影響を及ぼすと思われ

る変更

２　規則第７条第１項の変更申請書は別記第５号様式によるものとし、事業変更計画書（別記第６号様式）を添付することとする。

３　規則第７条第３項において準用する規則第６条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第７号様式）により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第８号様）により行うものとする

　（申請の取下げ）

第１１条　規則第８条に規定する申請の取下げをすることのできる期日は、付決定の通知を受けた日から起算して１０日を経過した日とする

ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

　（事業の中止又は廃止）

第１２条　規則第５条第１項第１号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（別記第９号様式）により行うものとする。

　（補助事業の遅延等の報告）

第１３条　補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときの報告は、補助事業遅延等報告書（別記第１０号様式）により行うものとする。

　（状況報告等）

第１４条　規則第１１条の規定による状況報告は、知事が必要と認めて指示した場合に行うものとする。

２　前項の状況報告は、別記第１１号様式によるものとする。

３　知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

　（実績報告）

第１５条　規則第１３条の実績報告書は、別記第１２号様式によるものとする。

２　前項の実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(１)　事業実績書　別記第１３号様式

(２)　収支精算書　別記第１４号様式

３　第１項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）から起算して１か月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の３月７日のいずれか早い日とする。

４　補助事業者は、第１項の実績報告書の提出に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助対象経費から減額して報告しなければならない。

　（補助金の額の確定）

第１６条　規則第１４条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第１５号様式）により行うものとする。

　（補助金の請求）

第１７条　補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、令和６年度（２０２４年度）熊本県産業廃棄物排出量抑制支援事業費補助金請求書（別記第１６号様）を知事に提出しなければならない。

　（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１８条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第１７号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項の消費税等仕入控除税額の返還については、規則第１８条第２項の規定を準用する。

　（財産の管理）

第１９条　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も取得財産等管理台帳（別記第１８号様式）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

　（財産の処分の制限）

第２０条　補助事業者は、取得財産等について、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、予め別記第１９号様式による申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

２　規則第２１条第２項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する期間とする。

３　前項の承認に係る処分をしたことによる収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

　（証拠書類の保管）

第２１条　規則第２３条に規定する別に定める期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間とする。

　（経過報告）

第２２条　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後３年間は、毎会計年度終了後３０日以内に、当該補助事業に係る過去１年間の状況について、別記第２０号様式により知事に事業経過報告書を提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の事業経過報告書に係る証拠書類を当該報告に係る会計年度終了後３年間保存しなければならない。

　（雑則）

第２３条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　　（附　則）

　この要項は、令和６年（２０２４年）４月１日から施行する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設整備（新設・改修） | 本工事費 | 施設の建設に必要な経費、請負工事に要する経費 |
| 付帯工事費 | 施設整備の付帯工事のうち、敷地外周の門、囲障等の整備及び工事に必要な必要最小限のもので知事が特に必要と認めたもの |
| 機械器具費 | 機械装置若しくは工具器具の製造、購入、据付、改造等に要する経費 |
| その他の経費 | 工事に必要な最小限度のもので知事が特に必要と認めたもの |